

辰野町宮木泉水住宅活用事業の特定事業選定について

令和5年10月27日

長野県辰野町

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定により、辰野町宮木泉水住宅活用事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

令和5年10月27日

辰野町長 武居 保男

1 事業名称

辰野町宮木泉水住宅活用事業

2 事業場所

宮木泉水住宅 辰野町大字伊那富字泉水3305番地30

3 事業目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、遊休施設である宮木泉水住宅を民間事業者の資金と経営上のノウハウや創意工夫を最大限活用し、維持コストの削減や事業の効果により地域の活性化・地方創生を図る。

4 事業期間

契約締結日から令和16年3月末までの約10年間とする。
なお、協議によっては終期後に期間の延長を可能とする。

5 事業方式

事業者が契約期間中にかかるすべての経費（コスト）を賄う、独立採算型のRO方式により実施する。

6 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、辰野町が自ら事業を実施する場合と比較し、事業期間を通じて直接または間接的に得られる地域の活性化・地方創生につながる事業効果（定性的評価）維持管理等にかかる財政負担額の縮減（定量的評価）が期待できることを選定の基準とした。

7 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の効果を期待することができる。

ア 民間事業者の持つ専門的のノウハウや創意工夫の発揮によって、効率的かつ効果的な事業提案が期待できる。

イ 地域活性化・地方創生の寄与する施設となり、今後の公共施設等の利活用の試金石となることが期待できる。

ウ 町が自ら実施した場合は町が事業のリスクを主に負担することになるが、P F I 事業で実施した場合は、町と事業者との適正なリスク分担を行うことにより、事業を円滑に遂行されることが期待できる。

エ P F I 事業で実施した場合は、町の財政負担なしに、契約期間中の維持管理がなされ、さらに施設が改修されることで契約終了後には新たな町の財産としての活用が期待できる。

8 結論

本事業をP F I 事業として実施する場合の定量的評価及び定性的評価により、効率的かつ効果的な実施が期待できると認められることから、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定する。